

参考3

第8回沖縄振興審議会総合部会専門委員会（H23.2.15）

意見・発言参考メモ

基地跡地の整備、社会資本整備等に関する必要な施策

専門委員 仲本 豊

1 駐留軍用地跡地の整備（大規模な基地返還跡地の整備）

（現状認識）

- ①駐留軍用地跡地の整備とその利活用は、今後の沖縄振興発展の最大の基盤。
- ②都市と隣接しているものの、アワセゴルフ場跡地（北中城村）をはじめ、第2次世界大戦後60年以上も国の都合で利用を制限されインフラ等も全くない跡地が大部分。
- ③駐留軍用地は行政サービスの恩恵を全く受けておらず、戦後、行政上放置された状況。
- ④返還又は返還合意された施設は大部分が民有地であり、これまでの区画整理事業による整備では、減歩による地元負担も大きく、事業期間も長期化し、工事の進捗によって土地活用の開始時期が大きく左右。
- ⑤強制的に長期間収用していた土地の回復については、現状を考慮せず、接收当時の地目に戻すための補償費を支払えばよく、返還後の利活用に向けた整備には全国一律の制度を適用との国姿勢には、収用期間中の行政上放置を考慮すると、大きな違和感。
- ⑥戦後の国安全保障に果たした役割は大きく、駐留軍用地跡地の整備とその利活用における国責務は極めて大きい。
- ⑦返還軍用地に関しては、国の責任として地権者及び地元自治体の負担軽減はもとより、早期に開発、利用が可能な事業制度の創設が不可欠。

（新たな制度、施策）

- 沖縄県で提案されている新たな法律の考え方、施策は大変重要で普天間基地等大規模跡地の返還を見据え是非とも必要。ただ、返還合意されたものの条件が整わないもの、見通しが立たないものや返還作業が遅れているものも多々ある。普天間基地等大規模跡地の課題に、現在進行中の中小規模跡地の整備・利用において直面する課題等が埋没されないか懸念。現実的な観点・視点から、特に以下の施策が必要
- ①地元自治体及び地権者の組合等が実施する跡地利用対策事業及びそれに対する「国負担又は補助の割合の特例等」を新たな法律に明記すべき。
 - ②上記の跡地利用対策事業に係る沖縄開発金融公庫の役割等を新たな法律に明記すべき。例）保留地処分まで収入のない地権者の組合等に対する無利子（又は低利）融資制度、跡地に建築される住宅、店舗等への貸付金利の優遇措置 等

③跡地利用対策事業（土地区画整理事業等）の補助対象の拡大、補助率のかさ上げによる地権者及び自治体等の裏負担の軽減。

例）基幹的な道路だけでなく、市町村道に移管される区画内道路や公園、調整池、上下水道等についての用地取得及び整備費、並びに事前調査等事業の準備に係る経費を補助対象に。区域外との接続道路等返還跡地と隣接地域との調和を図るための事業への補助対象の拡大。

④駐留軍用地跡地の磁気探査（未使用弾、不発弾等）調査は基本的に国自ら実施すべきであり、少なくとも費用は国が負担することを新たな法律に明記すべき。また地形測量や埋蔵文化財等の各種調査については、返還前にある程度実施できる仕組みが必要。

⑤跡地給付金は、現行の返還から3年間（特定跡地）から、跡地の基本的な社会インフラの整備が完了するまで間、支給する制度に見直し、新たな法律に明記すべき。

2 社会資本整備

沖縄21世紀ビジョンで示された考え方則し、「発展のバネとなる戦略的な社会資本整備」として、特に以下の施策の推進が必要

①観光の国際競争力の観点からも、復帰後約40年間で様々な開発・豊かな生活への対価として、失った環境（特に干潟、藻場、サンゴ、砂浜）を取り戻す視点が重要。

「島」の原風景や環境の修復・再生を促進する「自然再生型」「環境創造型」の社会資本整備の推進。

②世界的な資源・エネルギー等需給の逼迫及び温暖化等環境問題、今後増大する交通弱者や観光振興の観点から、沖縄の南北を縦貫するLRT等鉄軌道の導入・整備と那覇都市モノレールの延伸は是非とも必要。沖縄には全国で唯一、旧国鉄のインフラがなく（国による投資がされていない）、導入・整備には多くの費用が予想され、全国一律の制度の適用ではなく、県民負担の最小化と採算性を確保できる事業制度の創設が必要。

③万国津梁形成に必要不可欠な国際物流・交流拠点として、早期の那覇空港（沖合滑走路増設）の整備を推進するとともに、那覇港・中城湾港等の整備及び骨格的な道路網・交通ネットワークの確保が沖縄の発展のバネになる。その際にも①の視点（環境配慮・ミチゲーション）は重要。

④教育環境の向上のためには、小学校に併設されている幼稚園を1年保育から3年保育体制への早期の移行が是非必要であり、幼稚園施設の整備に義務教育の小・中学校並みの国庫負担・補助制度の導入・創設が必要。

⑤ TPPへの対応を見据え、県内農林水産業の競争力を早期に強化を図る基盤整備を集中的に推進。また、世界的な食糧需給逼迫等不測の事態に対応し得る水資源、灌漑排水の充実が中期的には必要。

⑥我が国の排他的経済水域（EEZ）の確保及び水産業・離島振興の観点から、離島・国境離島及び周辺海域での大規模な漁場の整備（漁場環境の創出への投資）が国策として必要。

⑦台風常襲地域で停電も多発する沖縄では、ライフライン確保・防災及び観光立県の観点からも、電線の地中化の一層の推進が重要。沖縄は日本で最も電力料金の高いことから、電線の地中化を進めるの当たって、地域の電力会社に全国一律の制度で負担を求めるのではなく、電力会社の負担（県民の負担）を最小化する事業制度の見直し及び創設が必要。

⑧基地返還跡地を活用して、幹線道路、LRT等鉄軌道やモノレールなど骨格的な公共交通軸の形成及び大規模公園、学校・大学等教育施設、研究施設、物流・交流拠点をはじめ社会インフラの整備の推進。特に幹線道路や大規模公園については、国による返還前の公共用地先行取得も必要。

⑨沖縄県及び県内市町村の財政基盤は脆弱であり、上記の課題、施策の推進のために、社会資本整備における「国の負担又は補助の割合の特例等」については、沖縄振興に係る新たな法律においても、現行の特例等を下回らない水準で明記すべき。また、沖縄振興一括交付金の導入に当たっても、実質的に現行の特例等を下回らない水準を確保できる制度とする必要。

3 沖縄振興開発金融公庫の存続

①沖縄は本土との民間金融サービス（特に金利面）に差が大きく、沖縄振興における政策金融の果たす役割は重要。

②全国一律の政策金融の体制では、今後予定される上記の返還跡地の整備や必要な社会インフラ等の充実をはじめ沖縄地域の課題解消に向けての対応は難しい。

③沖縄県の「新たな沖縄振興の必要性について」でも記述しているように、現行の組織形態・機能を維持しつつ、存続することが必要。